



# 逗子市文化振興基本計画

＜平成 26 年度改訂版＞

～「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」に向けて～

逗子市教育委員会



# 文化振興基本計画 目次



# 目 次

## I 計画の前提

1. 基本的な考え方	3
(1) 計画策定の経緯	3
(2) 計画の目的	4
(3) 計画の構成と位置づけ	4
(4) 計画の期間	4
2. 文化振興に取り組む背景	5
(1) 文化の拠点となる施設の整備から次のステップへ	5
(2) 社会環境の変化	5
(3) まちづくりによる文化の重要性	6
3. 現状と課題	7
(1) 現状	7
(2) 課題	8

## II 計画体系

1. 目標と基本方針	10
(1) 目標	10
(2) 基本方針	10
2. 施策の体系	11

3. 施策の柱と基本施策展開の方向性	……………	14
(1) 地域文化の担い手の育成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～市民が継承し、創造し、発展させる～</span>	……………	14
(1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充		
(1) -② 市民のアトリテラシーの向上		
(1) -③ 地域文化振興の担い手育成		
(2) 市民文化活動の活性化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～市民の主体的活動をより豊かに～</span>	……………	16
(2) -① 市民文化活動への支援の拡充		
(2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり		
(2) -③ 市民参画・協働型事業の充実		
(3) 文化芸術に接する機会の拡充 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～すべての市民が文化にふれあうように～</span>	……………	18
(3) -① 鑑賞機会の拡充		
(3) -② 体験や参加、参画機会の充実		
(3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ		
(4) 文化資源の活用による地域づくり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～逗子の文化力を活かす～</span>	……………	20
(4) -① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展		
(4) -② 豊かな自然環境の活用		
(4) -③ 人的資源の発掘と連携		
(5) 文化情報の収集と活用 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～逗子アーカイブズを目指して～</span>	……………	22
(5) -① 情報の収集・発信		
(5) -② 情報のネットワークづくり		
(5) -③ 逗子アーカイブズの構築		
(6) 文化振興のための環境づくり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～まちに文化があふれるように～</span>	……………	24
(6) -① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備		
(6) -② 施設・設備の充実		
(6) -③ 近隣市町との交流・連携		

## Ⅲ 計画の推進にあたって

1. 推進体制	……………	26
2. 評価組織	……………	27
3. 重点的に取り組む事業の設定	……………	27
4. 4つの重点事業	……………	27
5. 事業計画	……………	30

## Ⅳ 資料

1. 用語集	……………	33
2. 関連法規等	……………	35
3. アンケート調査概要	……………	57





文化振興基本計画 本編



# I 計画の前提

## 1. 基本的な考え方

### (1) 計画策定の経緯

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の丘陵に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる暮しやすい土地として古くから人々に愛されてきました。このような豊かな自然環境は、心豊かな生活を営む上での基盤となり、そのことが市民の様々な文化活動へとつながっています。

また、歴史的伝統的な文化の蓄積とともに、多くの文化人が逗子を愛し、生活や創作の拠点としてきた歴史、小説や映画の舞台となるまち、さらに市民の主体的な文化活動の広がりにより、文化が逗子の特徴として取り上げられるようになってきたといえます。

2001年（平成13年）に文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）が制定され、文化芸術を創造し、享受することは国民の権利であること、文化芸術振興施策の総合的推進や地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。また、文化芸術が経済を発展させ、地域を活性化する力となることも指摘されました。さらに、文化政策は行政だけで担うものではなく、個人、団体、学校、企業（事業者）など様々な主体が参画・協働することにより展開する必要性も示されています。

基本法の制定を受けて、逗子市文化・教育ゾーン管理運営検討協議会等から、文化芸術活動の振興のための条例制定を求める声が出ました。2005年（平成17年）の逗子文化プラザホール（以下「ホール」という。）開館の年に「文化振興条例（仮称）検討委員会」を設置し、条例化へ向けた様々な検討が重ねられました。その過程では、市はこれまで生涯学習の枠組みのなかで文化振興に取り組んできましたが、文化を独立した行政分野として位置づけ、その振興に取り組むべきであることが指摘され、その根拠となる条例として、2009年（平成21年）に逗子市文化振興条例（以下「条例」という。）が制定されました。この条例は、文化における市民の権利を明文化するとともに、市の文化振興に関する施策の基本方針を定め、市の責務をより明確に示したものです。

その後2011年（平成23年）3月に、条例第5条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「逗子市文化振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しましたが、この度、逗子市新総合計画の策定に伴い、「基本計画」を改訂するものです。

## （2）計画の目的

この計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性、自主性を尊重するという文化振興の基本理念を明確にするとともに、市民・団体・企業等と行政が、協働により文化振興を進めるための「指針・道標（みちしるべ）」となるものです。

また、条例第1条にあるとおり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的としています。

## （3）計画の構成と位置づけ

基本計画は、条例第5条に基づき、文化振興を総合的かつ計画的に推進するための体系や施策を示すものです。

また、基本計画の策定にあたっては、逗子市総合計画基本構想・実施計画（以下「総合計画」という。）及び逗子市まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）との整合に留意するとともに、その推進にあたっては、他の関連する個別計画との連携を図ります。

## （4）計画の期間

基本計画の計画期間は、2011年度（平成23年度）から2018年度（平成30年度）までの8年間とし、2014年度（平成26年度）中間見直しを行いました。新総合計画が2015年度（平成27年度）から始まり、実施計画が2022年度（平成34年度）までの8年間であることから、整合性を図るため、基本計画についても計画期間を2022年度（平成34年度）まで延長し、必要に応じて再度見直すこととします。

## 2. 文化振興に取り組む背景

### (1) 文化の拠点となる施設の整備から次のステップへ

市民の文化活動の場としては、旧市民体育館・図書館及び図書館ホール・図書館分室・逗子小学校の建替により複合施設を整備する「文化・教育ゾーン（現逗子文化プラザ）整備事業計画」により、活動の中核的施設の整備が実現することになりました。

2004年度（平成16年度）から逗子小学校、図書館、ホール、市民交流センターが順次開館し、最終的には2009年度（平成21年度）にフェスティバルパークが完成、文化プラザ全施設がオープンとなりました。そして、2014年度（平成26年度）からは、市の行財政改革ロードマップに従い、ホールが指定管理者制度に移行し、2015年度（平成27年度）からは市民交流センターも指定管理制度に移行します。

市中心部の文化施設整備が進み、各地域の地域活動センター、コミュニティセンター（旧公民館：平成27年度より名称変更）、体験学習施設スマイル等が以前から地域の文化活動の拠点となっていることと併せ、活動の多様化に対応しています。

今後も、各地域の活動拠点の更なる活性化と、文化プラザを核施設と位置付けた市中心部の活性化を同時に実現することが一層求められています。

### (2) 社会環境の変化

物質的豊かさから心の豊かさへといわれはじめてから既に長い時間が経過していますが、その後も人々の多忙な暮らしぶりは、あまり変化していないように見受けられます。

逗子市においても、文化を創造し、享受する環境が十分に整っているとはいえません。逗子の文化環境を考えると、東京、横浜などへの通勤者のベッドタウンという性格を持つまちであることを十分考慮する必要があります。

そして少子高齢社会の到来による人口の減少により社会に占める高齢者の存在が大きくなってきており、心豊かで生きがい満ちた生活が送れるよう、文化活動に積極的に参加できる仕組みづくりが必要です。

また、子どもたちは次世代の文化の担い手であり、その子どもたちの数が減少していることは、文化の継承、新しい文化の創造などの面から文化振興にとっても大きな課題と考えられます。

これからは、子どもたちがより一層文化に目を向けることができるような働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。これには、学校教育との連携が不可欠です。

さらには多様な文化的背景を持った市民が互いに尊重し、認め合いながら交流する多文化の共生も求められています。特に、超高齢化社会を迎え、高齢者や障がい者も等しく文化を享受できる機会を提供していくことが課題です。

これらに加えて、世界的な経済の停滞、地球環境問題の顕在化など、地球規模での環境の変化の中で、私たちが直接関わるものとして男女共同参画やバリアフリー\*、ユニバーサルデザイン\*など、一人ひとりの人権を尊重しながら、福祉的な視点も併せた、人にやさしい社会の実現が常に求められています。

心豊かな活力ある社会の形成に、文化や芸術が果たす役割は欠かせません。そして、生活文化は日常の暮らしから生まれ、そこから発展、昇華した芸術などによって、生活が革新され癒されるという双方向性をもっています。

かつてのような経済成長が望めない時代、都市（地域）アイデンティティ\*の形成、地域に新たな価値を創造するものとしても、改めて文化や芸術が注目されています。

これからの文化は、市民の生活の質、地域の活力などにもつながる非常に重要な役割を担うものとなり、よりその価値が高まると考えられます。

### (3) まちづくりにおける文化の重要性

文化や芸術は、人々の創造性を育み、相互に理解し尊重し合う場を提供しながら、一方で多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

今後、文化は、国際化や情報化が急速に進む中で人々の自己認識の基点として、また、地域の個性創造の基点として、その役割が高まっていくことでしょう。

文化活動の主体は市民にありますが、文化は人やまちの潜在能力を引き出すものであり、地域の価値を創造し、広く伝えるものでもあります。したがって市としてその取り組むべき課題と事業の位置づけを明確にすることには、大きな意味があるものと考えています。

こうした考えに基づいて「文化都市・逗子」をビジョンとして掲げ、子どもから高齢者まで、だれもが文化を創造し、享受できる取り組みを行っていくものです。

※ \*印のついた用語については、P.33 用語集に解説があります。

### 3. 現状と課題

#### (1) 現状

##### ①ホールにおける文化事業展開

- 2014年度（平成26年度）からホール及び市立体育館（逗子アリーナ）が指定管理者制度に移行したことから、文化振興課とスポーツ課が統合して文化スポーツ課となりました。
- ホールにおける自主文化事業については、指定管理者が事業全体のバランスや収支を考慮しながら市民ニーズを捉えて企画・実施します。文化振興所管課は、定期的なモニタリングを行うことで指定管理者を指導し、市民が文化芸術に接する機会を拡充します。指定管理者と市が協力して文化事業を展開していきます。
- 逗子文化プラザ〈ホール、図書館、市民交流センター、逗子小学校〉（以下「文化プラザ」という。）は、複合施設として、文化と生涯学習が相乗効果をあげながら、三浦半島地域の文化拠点の一翼を担い、情報発信を行っています。

##### ②生涯学習行政の一環としての文化振興の推進

- 市民や市民団体が自由な意思に基づき、文化活動の発表・展示・研究会の開催などを行っています。お互いに交流することで、地域の文化に触れ、新たな地域文化がつくられています。
- 文化プラザを中心に、市民や市民団体による文化活動が展開されてきています。また、地域活動センター、コミュニティセンター及び体験学習施設スマイルが、それぞれの地域の文化活動の拠点となっています。
- 2013年度（平成25年度）には『プレ・アートフェスティバル』を開催し、長期にわたり文化教養活動の発表の場であった逗子市文化祭も含めて、市民によるさまざまな文化活動を一つ傘の下にまとめ、広報活動等の支援を行いました。2014年度（平成26年度）には『逗子アートフェスティバル』として、規模を拡大して開催しました。そのほかにも、各種講座の開催などにより、市民の文化教養活動を支援しています。
- 生涯学習は、個人の自己実現の手段であると同時に、地域文化を発展させる原動力となっています。
- 市民や市民団体の自主的な文化活動に対しては、活動環境を整備・充実するため、市民交流センター内に「市民活動スペース」を設置しています。

##### ③まちづくりにおける文化振興の現状

- 次のようなことについて、現状では十分とはいえません。
  - ・まちづくりの中での文化の果たす役割の整理、活用
  - ・豊かな自然や文化的基盤・人材の活用

- ・歴史的資産や伝承文化の保存、継承
  - ・ゆっくり歩ける歩道や自転車道の確保
- 旧保養別荘地の面影や歴史ある建物などが減少し、独特の趣や文化の薫りを感じにくいまち並みになっています。
- 新たな土地開発や宅地の細分化などによりまちの緑やゆとりが減少し、景観的な魅力が減少しています。

## (2) 課題

(1)の現状及び「逗子市の文化振興に関するアンケート調査」(IV資料及び別冊アンケート調査報告書参照)から、次のような課題が挙げられます。

### ①地域文化を支え、発展させていく活動基盤が弱い。

各地域において、様々な文化活動が展開されていますが、担い手の育成など、地域文化の今後の継承や発展を促す、より一層の努力が必要です。

### ②市民文化活動をより一層活性化するための環境充実が必要。

文化活動の多様化に応じた支援制度や、文化振興の仕組みづくりなど、活性化のための環境の充実が必要です。

### ③文化芸術に接する機会がもてない人がまだ多くいる。

文化芸術に興味があっても、接する機会のない人たちに、鑑賞機会や参加・参画などの様々な機会の提供が求められています。

### ④地域にある文化資源が十分に活かされていない。

市内にあふれる豊かな自然や文化的基盤・人材などの文化資源の活用方法等を検証、実践していくことが必要です。

### ⑤文化情報の集積や伝達が十分になされていない。

現状で行われている地域での文化活動を活かしながら、文化情報の集積や伝達方法について、検証していく必要があります。

### ⑥文化振興のための環境整備が十分でない。

文化振興のために必要な行政内部の推進体制や、近隣の市町との連携体制を整備する必要があります。



これらの課題から、逗子の特徴である自然環境と市民の創造的な文化活動を活かして、さらに魅力と活力と発信力のある「文化都市・逗子」を創ることが、大きな課題として見えてきます。このことから、基本計画の「目標」と「基本方針」を次のとおり設定します。

## Ⅱ 計画体系

### 1. 目標と基本方針

逗子の大きな文化的資産であり、市民の8割以上が逗子の魅力として認識している自然環境と、ソフトパワー\*ともいえる市民の創造的な営みである文化活動を融合し、逗子らしい、活力のあるまちを創っていくことを、基本計画の目標としていきます。

#### (1) 目標

##### **目標 …「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」**

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、人の心を豊かにします。共感や連帯感も生まれます。新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

逗子の恵まれた自然環境と文化資源を背景に生まれる個性的で多彩な文化・芸術の力で、活力あるまち（地域社会）の発展を目指します。

#### (2) 基本方針

目標の達成に向けて、様々な取組みを市民と協働して推進していきます。

その基本的な姿勢は、市民が主体となり、市民の手で、市民が力を発揮して、実現していくことであると考えます。

##### **基本方針 …「地域の文化を市民の手で拓く」**

逗子の潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となり、地域の文化を育み、まちが文化を活かし、文化がまちを活かす地盤をつくっていきます。

## 2. 施策の体系

目標の達成にむけて、6つの施策の柱を立てて取り組みます。施策の柱ごとに基本施策を設定し、具体的な施策や事業を体系的に推進していきます。これからの関係を示したのが次図です。

### ○「施策の柱」

目標として掲げた「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」を目指し、具体的施策を束ねる柱として6本の柱を設定しました。

### ○「基本施策」

施策の柱をより具体的に表したものです。

但し、施策内容の詳細については、事業化の段階で詰めていくものとし、施策の柱として掲げた内容の具現化の方向性を示しています。

基本施策の中には、既に実施しているものも含まれており、各々内容の見直し等を行っています。

# 施策の体系

目標

基本方針

施策の柱

文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現

地域の文化を市民の手で拓く

(1) 地域文化の担い手の育成  
～市民が継承し、創造し、発展させる～

(2) 市民文化活動の活性化  
～市民の主体的活動をより豊かに～

(3) 文化芸術に接する機会の拡充  
～すべての市民が文化にふれあうように～

(4) 文化資源の活用による地域づくり  
～逗子の文化力を活かす～

(5) 文化情報の収集と活用  
～（仮称）逗子アーカイブズ\*を目指して～

(6) 文化振興のための環境づくり  
～まちに文化があふれるように～

## 基本施策

- ①子どもたちの文化創造体験の拡充
  - 学校教育と連携しながら、子どもたちに対する芸術に触れる機会や文化・芸術教育を充実させます。
  - 地域において多世代との交流を通じた、地域の文化体験など、地域生活における文化接触を豊かにしていきます。
  - ホール自主文化事業において創造体験ができる機会を充実させます。
- ②市民のアーティスト\*の向上
  - 逗子の伝統文化、歴史的資産はもとより、様々な文化に関する教養講座等を実施し、市民の文化に対する興味や知識を向上させます。
  - 学ぶことと創造すること、市民協働を進めながら、生涯学習と文化振興を連携させ、幅広い視野や包容力ある人材を育みます。
  - 団塊の世代が地域に戻り、地域文化活動に参画していけるような機会を設定していきます。
- ③地域文化振興の担い手育成
  - 地域において、文化事業の企画や制作や運営を担ったり、専門知識や技能を発揮したり、ボランティアで参画したり、地域文化を推進していく人材の育成に取り組みます。
  - 青少年や若年層の活力を積極的に取り入れます。
  - 市民、来訪者に関わらず、市内で文化活動を行う人々の参画と参加により、交流のなかで、文化活動を活性化します。
- ①市民文化活動への支援の拡充
  - 市民に文化活動のための場と機会（時間）を提供し、市民と行政の役割を明確にした上で、市民文化活動の活性化のための協働を進めます。
  - 文化活動をしていく上での相談や助言を行う仕組みや、支援や協働による活動の実現や拡大につながる仕組みを整えていきます。
  - 文化事業の企画運営について、市民が専門的知識や技術の習得が可能となるよう支援します。
  - 活動の目標や励みになる事業及び専門性をより高めていくための機会を設けるなど、支援を行います。
- ②市民による市民のための文化振興の仕組みづくり
  - 個人や既存の文化団体との連携を図りながら、プラットフォームとなる中間支援組織の育成や、文化NPOの支援などにも取り組みます。
  - 市民自らが企画・参加し、地域文化を振興し、地域を活性化していく仕組みづくりを進めます。
  - 世代間交流ができるような文化事業を実施します。
- ③市民参画・協働型事業の充実
  - 事業の企画案、運営スタッフの市民公募などにより、市民参画・参加を促進します。
  - 市民の企画力、運営力をより一層高めていく支援を行います。
  - 市民主導型のホール自主文化事業を積極的に実施し、事業の充実を図ります。
- ①鑑賞機会の拡充
  - 市民ニーズにあった多彩な鑑賞型事業を実施します。
  - 市民の企画による事業を募集、協働にて実施します。
- ②体験や参加、参画機会の充実
  - 文化プラザホールにおいて鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップを実施します。
  - 市内公共施設等において、各種講座事業を実施します。
- ③文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ
  - 自主文化事業の内容に合わせて対象や方法を工夫しながら、PR活動を行います。
  - 自主文化事業の実施場所をホールに限定せず、積極的にアウトリーチ事業として実施することにより、ホールに来館できない方へも文化・芸術を広めていきます。
- ①逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展
  - 市内に残る伝統文化などの継承を支援します。
  - 継承すべき文化の中から、どのように継承するかなど、協働により検証していきます。
- ②豊かな自然環境の活用
  - 逗子の自然環境についての学習・保全・啓発につながる文化活動を推進します。
  - 様々な映像作品のロケ地として利用される逗子を、より一層発信していくため、フィルムコミッション事業やロケ地観光などを促進していきます。
  - 自然環境を活かした文化活動を推進します。
- ③人的資源の発掘と連携
  - 地域に根ざした様々な分野のアーティストや専門家を発掘します。
  - 様々な人的資源をつなぐネットワークづくりを進めます。
- ①情報の収集・発信
  - 他市の文化施設での催し等の情報を、文化プラザホール及び市民交流センターでも手軽に取得ができるよう情報の収集に努めます。
  - 各メディアに積極的に情報発信を行います。
  - 新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。
- ②情報のネットワークづくり
  - 国際的な文化交流等も視野に入れ、近隣市町などの公共ホール、劇場、美術館、アートイベントなどとの連携を模索します。
  - 市内の文化活動団体の交流支援をしていきます。
- ③逗子アーカイブズの構築
  - 点在する文化資源情報の収集・整理を進めるための基盤づくり（収集・整理に必要な知識の蓄積等）を、市民と協働で行います。
  - 文化資源情報の収集・整理の方法について検討します。
  - 文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化、アーカイブ化により、市民に活用しやすくします。
- ①行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
  - 文化振興所管課を中心として、関係部署との協力・連携を強化します。
  - 文化を軸とした、行政の一体的、組織横断的な推進体制の確立を目指します。
- ②施設・設備の充実
  - ホールの管理運営について、多くの市民の意見を取り入れながら、改善を図ります。
  - バリアフリーやユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい環境づくりのため、施設や設備の計画的な修繕・改修に努めます。
  - まちなかに点在する空きスペースや休眠中の市の施設等の情報収集・発信に努めます。
- ③近隣市町との交流・連携
  - 文化プラザが地域の文化活動、創造的活動の拠点となり、他の隣接市町との交流・連携を進めます。

### 3. 施策の柱と基本施策展開の方向性

#### (1) 地域文化の担い手の育成 ～市民が継承し、創造し、発展させる～

市民が、その地域の自然や歴史などの文化に対する理解を深めるとともに、地域文化の大切さを知り、担い手を育成していくことにより、次の世代への文化の継承だけでなく、新たな文化の創造へとつながっていきます。

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人に文化に関心を持ってもらい、活動に参画してもらうとともに、企画・制作、運営や情報提供など、地域文化振興に必要な専門知識をもった市民を増やしていきます。

また、子どもたちが様々な文化に触れ、文化に興味を持つことは、自らの文化活動への取組み意欲の促進にもつながります。青少年期の文化に関する様々な体験は、生涯にわたる関心と、より深い理解の礎となります。

#### (1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充

子どもたちは、吸収力がとても旺盛で、様々な文化に触れることで、文化に興味を持ち、それをきっかけとして生涯にわたり文化活動を続けてくれる可能性を持っています。

子どもたちの文化創造体験の機会を増やし、次代の文化の担い手を育成していきます。

○学校教育と連携しながら、子どもたちに対する芸術に触れる機会や文化・芸術教育を充実させます。

○地域において多世代との交流を通じた、地域の文化体験など、地域生活における文化接触を豊かにしていきます。

○ホール自主文化事業において創造体験ができる機会を充実させます。

(例)

- ・小中学校でのアウトリーチ活動の実施
- ・子どもを対象とした市民企画等に対する支援、協力
- ・『豆子こども能』をはじめとする体験型事業の実施

※実施済又は実施中（計画を含む）事業及び施設等の固有名詞は（例）の中に『 』で表示します。

（次項目以降も同様）

## (1) -② 市民のアートリテラシー\*の向上

歴史ある文化、先端的な文化、あるいは様々な地域の文化など、多様な文化を知り、理解し、創造する心や技、能力を高めていくことが多文化共生のために必要であるとともに、地域の文化を活性化していくことにつながります。文化芸術に対するリテラシー(基礎活用力)を高めるための取り組みを進めます。

○逗子の伝統文化、歴史的資産はもとより、様々な文化に関する教養講座等を実施し、市民の文化に対する興味や知識を向上させます。

○学ぶことと創造すること、市民協働を進めながら、生涯学習と文化振興を連携させ、幅広い視野や包容力ある人材を育みます。

○団塊の世代が地域に戻り、地域文化活動に参画していけるような機会を設定していきます。

(例)

- ・市民の主体的な参加による『逗子アートフェスティバル』の実施
- ・市民による文化事業への後援、協力
- ・文化に関する講座(文化講座・『ずし楽習塾』等)の実施

## (1) -③ 地域文化振興の担い手育成

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの方が文化の担い手になっていくことが重要です。市民による、地域に密着した地域の文化振興を目指します。

○地域において、文化事業の企画や制作、運営を担ったり、専門知識や技能を発揮したり、ボランティアやサポーターで参画したり、地域文化を推進していく人材の育成に取り組みます。

○青少年や若年層の活力を積極的に取り入れます。

○市民、来訪者に関わらず、市内で文化活動を行う人々の参画と参加により、交流のなかで、文化活動を活性化します。

(例)

- ・文化事業への市民参画・参加の促進
- ・文化ボランティアの育成
- ・『逗子市文化祭』や市民企画等を統合した『逗子アートフェスティバル』の実施

## (2) 市民文化活動の活性化 ～市民の主体的活動をより豊かに～

市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけでなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。市民個人や団体の活動は、その活動だけにとどまることなく、他の団体等との交流や市民一般への鑑賞や体験の機会を持ったり、障がい者など文化との接触に困難を伴う市民に積極的に支援するなど、公益的な活動への広がりも見せてきています。それぞれの活動を高め、広げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

### (2) -① 市民文化活動への支援の拡充

見たり聞いたり、演じたりすることの得意な人はよりそれを高めることができるように、これから始めようとする市民にはそのきっかけや継続していくことができるように、地域文化振興に取り組もうとする市民には必要な助言や支援などによりそれが実現できるように、それぞれのニーズにあった文化活動支援の拡充に努めます。

○市民に文化活動のための場と機会（時間）を提供し、市民と行政の役割を明確にした上で、市民文化活動の活性化のための協働を進めます。

○文化活動をしていく上での相談や助言を行う仕組みや、支援や協働による活動の実現や拡大につながる仕組みを整えていきます。

○文化事業の企画運営について、市民が専門的知識や技術の習得が可能となるよう支援します。

○活動の目標や励みになる事業及び専門性をより高めていくための機会を設けるなど、支援を行います。

(例)

- ・文化団体づくりの支援
- ・文化プラザホールにおける文化事業の相談窓口の設置
- ・『手づくり絵本講座』『市民企画講座』等の実施
- ・『社会参加・市民活動ポイント（Zen）\*制度』の活用方法の検証



## (2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり

これまで個別で行っていた文化活動の交流連携を図ることにより、市民と市民、市民と行政とが協働する文化振興の仕組みづくりを行います。

○個人や既存の団体との連携を図りながら、プラットフォーム\*となる中間支援組織の育成や、文化NPOの支援などにも取り組みます。

○市民自らが企画・参加し、地域文化を振興し、地域を活性化していく仕組みづくりを進めます。

○世代間交流ができるような文化事業を実施します。

(例)

- ・プラットフォームとなるようなNPO等組織づくりの支援
- ・個人及び新規文化団体の育成、発足の支援
- ・『逗子アートフェスティバル実行委員会』の強化と支援充実

## (2) -③ 市民参画・協働型事業の充実

市内公共施設等が主催する文化事業の企画・運営は、市民と行政が力を合わせつくりあげていきます。

市民が現状を分析し、企画し、実現し、評価していく一連の活動を組み入れていきます。

○事業の企画案、運営スタッフの市民公募などにより、市民参画・参加を促進します。

○市民の企画力、運営力をより一層高めていく支援を行います。

○市民主導型のホール自主文化事業を積極的に実施し、事業の充実を図ります。

(例)

- ・『逗子アートフェスティバル』の継続実施
- ・市民参加型の創作事業の実施（周年事業等）
- ・市民参画・参加型事業との共催、後援、協力
- ・市民企画等の実施

### (3) 文化芸術に接する機会の拡充 ～すべての市民が文化にふれあうように～

文化芸術を創造し、享受することは市民の権利であると条例に定められているように、すべての市民が文化芸術に触れることのできる機会を提供するように努めていきます。近年は、鑑賞や自ら活動する自演活動のみならず、文化事業を企画したり、運営に参画したり、支援する活動などに広がってきています。また、文化芸術に触れることが困難な市民が気軽に接する機会を設けていきます。

#### (3) -① 鑑賞機会の拡充

逗子市民は東京や横浜などの周辺都市に出向いて鑑賞をすることも多いですが、生活の場である逗子市ならではの鑑賞機会を提供していくために、市内最大の文化拠点となる文化プラザホールを中心とし、その立地、機能、市民ニーズを踏まえ、多彩な文化事業を実施します。

○市民ニーズにあった多彩な鑑賞型事業を実施します。

○市民の企画による事業を募集、協働にて実施します。

(例)

- ・音楽、演劇、古典、伝統芸能などの公演の実施
- ・定期的な映画上映会の実施
- ・地域のアーティストによる公演の実施

### (3) -② 体験や参加、参画機会の充実

自らが参加し、体験することができる参加・参画型の文化活動機会を充実させていきます。それにより地域文化への関心が高まり、その担い手の育成にもつながります。

○ホールにおいて、鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップ\*を実施します。

○市内公共施設等において、各種講座事業を実施します。

(例)

- ・体験型・創造型ワークショップの実施
- ・公共施設等におけるアウトリーチ活動の実施

### (3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ

文化は「まずは接すること」から興味がわき、その後の様々な文化活動へ発展していきます。これまであまり文化に接する機会がなかった人に対し、いろいろな糸口から文化に触れる機会を提供することにより、文化活動を始めるきっかけづくりをしていきます。

○自主文化事業の内容に合わせて対象や方法を工夫しながら、PR活動を行います。

○自主文化事業の実施場所をホールに限定せず、積極的にアウトリーチ\*事業として実施することにより、ホールに来館できない方へも文化・芸術を広めていきます。

(例)

- ・市広報、イベントニュース、ウェブサイト、地元FM放送等による広報実施
- ・学校・公共施設等へのアウトリーチの実施
- ・高齢者や障がい者へのアウトリーチや観賞機会の充実
- ・『逗子アートフェスティバル』のまちなかでの実施

#### (4) 文化資源の活用による地域づくり ～逗子の文化力を活かす～

逗子には、様々な歴史的資産、伝統文化があります。また、逗子のアイデンティティでもある青い海や緑豊かな自然環境といった文化的な環境もあります。さらに、古くからゆかりの作家や芸術家が暮らし、現在も各分野の専門性や学識経験を持った市民が居住されています。そしてなによりも逗子を愛するすべての市民が逗子の文化資源といえます。これら逗子の持つ文化の力を発揮して、個性と活力ある地域づくりを進めていきます。

##### (4) -① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展

文化は、過去から現在、現在から未来へ保存しながら継承するもの、創造的に発展させながら継承するもの、いずれも地域においてつないでいくことが大切です。

地域の様々な歴史的資産、伝統文化を再度検証しながら、私たちの時代のものとするとともに、次の世代へ継承し、発展させていきます。

○市内に残る伝統文化などの継承を支援します。

○継承すべき文化の中から、どのように継承するかなど、協働により検証していきます。

(例)

- ・市民自らが地域の歴史や伝統文化を発掘する取り組みへの支援、協力
- ・逗子ゆかりの人材の発掘・再発見と活用
- ・郷土文化教育の推進
- ・伝統文化ワークショップ等の実施

#### (4) -② 豊かな自然環境の活用

市の都市宣言は『青い海と みどり豊かな 平和都市』であり、景観計画によって、景観特性ごとに逗子の特徴を活かしたまち並みを保存しようという努力も始まりました。逗子の自然は、まちの魅力の源泉であるとともに、地域文化が生まれる背景として欠かせないものです。

この恵まれた自然環境を活かして、地域文化の活性化へつなげます。

○逗子の自然環境についての学習・保全・啓発につながる文化活動を推進します。

○様々な映像作品のロケ地として利用される逗子を、より一層発信していくため、フィルムコミッション\*事業やロケ地観光などを促進していきます。

○自然環境を活かした文化活動を推進します。

(例)

- ・『自然の回廊プロジェクト』\*の推進
- ・『逗子フィルムコミッション』の実施

#### (4) -③ 人的資源の発掘と連携

逗子は、明治の頃から避暑地として多くの文人などに愛され、現在も様々な分野で活躍している芸術家や専門家も少なくありません。また、積極的に地域において文化活動を行っている人も多く、このような人材の協力を得て、逗子にしかできない地域文化振興の取り組みを進めます。

○地域に根ざした様々な分野のアーティストや専門家を発掘します。

○様々な人的資源をつなぐネットワークづくりを進めます。

(例)

- ・市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用
- ・『逗子アートフェスティバル』を通じた人材の発掘・連携

## (5) 文化情報の収集と活用 ～逗子アーカイブズを目指して～

市民だれでもが容易に市内・市外の文化情報を手に入れることができるような情報流通の仕組みを構築していきます。市民文化活動における様々な情報交換が可能になるような双方向の情報の流れを作るなど、情報によって文化活動がよりいっそう活性化する仕組みを検討していきます。特に、情報通信技術の目覚ましい革新から様々な新しいメディアが開発されてきており、それらへの対応も大きな課題として取り組みます。

また、逗子の文化資源に関する情報として、文字情報だけでなく映像や音源などを集積して、活用できる仕組みを検討していきます。

### (5) -① 情報の収集・発信

文化活動に関する情報を収集し、発信することで文化活動を活性化します。また、市民が自由に情報交流できるような環境を充実させていきます。特に情報通信技術の発展を見据え、新しいメディアやネットワーク環境での提供についても検討をしていきます。

○他市の文化施設での催し等の情報をホール及び市民交流センターでも手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。

○各メディアに積極的に情報発信を行います。

○新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。

(例)

- ・ホールにおける情報コーナーの設置
- ・イベントニュース等広報媒体の充実と活用
- ・ホームページの充実と活用

## (5) -② 情報のネットワークづくり

市内の活動団体、サークルなどの実態を把握し、一元的な情報としたり、市民が双方向に情報交換できる仕組みづくりを図ります。また、近隣市町と連携した、情報の広域ネットワークづくりなどを進めていきます。

○国際的な文化交流等も視野に入れ、近隣市町などの公共ホール、劇場、美術館、アートイベントなどとの連携を模索します。

○市内の文化活動団体の交流支援をしていきます。

(例)

- ・市民による文化活動や事業への後援、協力
- ・生涯学習に関する情報を掲載したガイドブックの作成・活用
- ・市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用
- ・市民活動や生涯学習に関するポータルサイト\*の活用

## (5) -③ (仮称) 逗子アーカイブズの構築

市内には逗子の文化の歴史を伝える、多くの文化資源、人材、歴史的資産、絵画、動画、写真などの作品や文化情報が存在しています。

これらを体系的に整理し、今後の文化活動に活用できるようにしていきます。

自然環境や歴史的・伝統的な文化はもとより、今日の文化芸術活動など逗子の文化に関する情報を体系的に収集・整理し、提供できる仕組みを構築していきます。

○点在する文化資源情報の収集・整理を進めるための基盤づくり（収集・整理に必要な知識や情報の蓄積等）を、市民と協働で行います。

○文化資源情報の収集・整理の方法について検討します。

○文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化、アーカイブ化により、市民が活用しやすい環境づくりにつなげます。

(例)

- ・文化情報アーカイブズの構築

## (6) 文化振興のための環境づくり ～まちに文化があふれるように～

文化振興基本条例に基づき策定される本基本計画を推進していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働により市民文化の創造を実現することが大切です。

近隣市町等との連携を視野に入れ、行政における推進体制の整備を行うとともに、ホールをはじめとする既存の施設の維持管理に努め、市民による自主的かつ主体的な文化活動が行える環境づくりを目指します。

### (6) -① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備

市民全体に文化の裾野を広げ、多様な文化活動を推進していくためには、行政においても組織横断的な取り組みが不可欠です。

- 文化振興所管課を中心として、関係部署との協力・連携を強化します。
- 文化を軸とした、行政の一体的、組織横断的な推進体制の確立を目指します。

(例)

- ・組織の枠組みを超えた、総合的な庁内連携体制の整備



## (6) -② 施設・設備の充実等

ホールをはじめ市民が文化活動を行うための公共施設や設備について、いつでも安全かつ快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。また、市民の文化活動の多様化や文化の裾野を拡大するため、公共施設以外の活動スペースについて情報発信を行っていきます。

○ホールの管理運営について、多くの市民の意見を取り入れながら、改善を図ります。

○バリアフリーやユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい環境づくりのため、施設や設備の計画的な修繕・改修に努めます。

○まちなかに点在する空きスペースや休眠中の市の施設等の情報収集・発信に努めます。

(例)

- ・ホールの適正な修繕・維持管理
- ・すべての人が文化に触れられるバリアフリー化とアクセスルートの明示
- ・『逗子アートフェスティバル』における企画会場の拡大とPR

## (6) -③ 近隣市町との交流・連携

逗子市は東京から50km圏内に位置し、海などの自然を求めてくる来訪者も多く、市内外の交流は盛んです。市域を超えた広い視野で文化活動を捉え、広域的な施設の役割分担と連携を基本として、文化振興の環境を整えていきます。

○文化プラザが地域の文化活動、創造的活動の拠点となり、他の近隣市町との交流・連携を進めます。

(例)

- ・近隣文化施設との定期的情報交換の実施
- ・広域文化イベント等との連携、推進
- ・近隣市町の文化施設との連携の研究

# Ⅲ 計画の推進にあたって

## 1. 推進体制

### (1) 行政推進体制の整備

#### ○文化振興体制の強化

2014年度（平成26年度）にホールが指定管理者制度に移行したことに伴い、従来より市の文化振興を担っていた文化振興課がスポーツ課と統合され文化スポーツ課となりました。しかしながら文化振興基本計画に基づいた文化施策を推進していくためには、より広い視点から文化振興の推進体制を見直す必要があります。

文化振興所管課を中心として庁内他部署との協力・連携を強化していきます。

#### ○文化プラザホールの役割

2005年（平成17年）に開館したホールは、2014年（平成26年）4月より指定管理者制度に移行し、現在民間事業者により管理運営されていますが、従来通り自主文化事業（ホール主催事業）の運営と一般利用者へのホール、ギャラリー、練習室等の貸出（以下「貸館業務」という。）を行うと共に、基本計画事業の実践の場として、また事業を通じて目標達成の牽引役としての役割を担い続けます。

そのため、文化振興所管課は定期的なモニタリングや指導、指定管理評価委員会等を通して、指定管理者が上記の役割を果たすようにいたします。

### (2) 施設・拠点ネットワーク整備

#### ○施設間連携

計画の推進にあたって、市内と広域の主要施設間のネットワークづくりを行います。

#### ○広域連携

隣接市町との連携を図っていきます。また、隣接市町以外についても、エリアを限定せず、「文化によるまちづくり」という共通の視点を通じた連携を図っていきます。

### (3) 関係機関連携体制整備

#### ○市民との協働

基本計画に基づく、施策、事業等については、2012年度（平成24年度）から、市民との協働の組織である逗子市文化振興基本計画策定・推進会議を設置し、実施してきましたが、今後も継続します。

#### ○大学や関係機関、他自治体との連携

大学や、他の関係機関及び周辺自治体との幅広い提携を実現します。

## 2. 評価組織

基本計画に基づく施策、事業の評価については、2012年度（平成24年度）から、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会を設置し、的確に行ってきていますが、今後も継続します。

## 3. 重点的に取り組む事業の設定

基本計画の目標「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」にむけて、計画体系に示した施策の方向性に沿って計画事業を立案し、実施していくこととなりますが、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）の8ヵ年において、特に4つの事業を重点的に取り組みます。

重点事業のうち、(1)は総合計画の実施計画に取りあげる最重要課題（リーディング事業）であり、市を挙げて他部署とも連携して取り組むものです。

また(2)及び(3)は、基幹計画に取りあげる事業として「共育プラン」に基づき関連部署とも連携して進めます。(4)については、今まで行ってきた事業や活動をさらに進め、将来へつなげていくものとして掲げるものです。

## 4. 4つの重点事業

### (1) 『逗子アートフェスティバル』の継続<リーディング事業>

改定前の基本計画で、「基本計画の成果としての地域文化の創造を象徴する事業の展開」として重点事業に取りあげられていた逗子アートフェスティバルは、市民との協働の推進組織を中心に、2013年度（平成25年度）のプレアートフェステ

ィバルに引き続き、2014 年度（平成 26 年度）には市制 60 周年の事業の一つとして実施されました。

このフェスティバルは「地域の文化を市民の手で拓く」という基本方針を具体的な形で示す、計画期間の中間におけるひとつの大きな成果ともいえるものです。今後も、客観的評価を踏まえた見直しを行い、その後も継続的な開催を目指します。

## （2）アウトリーチ活動の充実

子どもと文化芸術の出会いは子どもの成長と発達に大きく影響することが指摘されてきており、すべての子どもが文化芸術と望ましい出会いを実現したいと考えます。また、高齢者や障がい者なども含めて、文化に興味を持つ人ならばだれでも文化に触れる機会を得られるような、文化体験のバリアフリー化が求められています。

そこで小・中学校等でのアウトリーチ活動を引き続き実施するとともに、学校以外の公共施設、福祉施設等へのアプローチなど、広い世代を対象としてアウトリーチ活動の充実を進めていきます。

## （3）文化振興のための環境づくり

逗子市文化振興基本条例前文において、文化創造の主役は市民であり、市は市民の文化活動を広く支援し、必要な環境を整備する使命を負っていると定めています。

ホールの管理運営は、平成 26 年度から指定管理者に移行しましたが、民間のノウハウの活用により、本市の文化振興の拠点として一層の充実を図ります。

ホール指定管理者が企画運営する自主文化事業（演劇、音楽、ダンス、ワークショップ等々）については、優れた芸術を市民に提供し、また、市民の創作活動等に対する支援や協力を行うことが求められています。事業全体のバランスや収支を考慮しつつ、質の高い芸術を提供し続けられるよう、指定管理者との調整や事業に対する評価を行います。

また、ホールは開館から 10 年が経過し、今後は大規模修繕等が必須となってきます。将来にわたり、市民が、安全かつ安心して利用できるよう、計画的に修繕を行うなど適切な維持管理を行っていきます。

## （4）『（仮称）逗子アーカイブス』の構築

地域を文化の視点から見直す活動を市民とともに進め、逗子の様々な地域文化資源を発掘、再確認し、広く知らしめ、文化活動として広げていくための基盤づくりをします。資料保存等に関して専門的な知識を有する人材をアドバイザーとし、公募などにより関心のある市民とともに検討グループを編成し、市民自身が、地域文化の収集、整理、公開の仕組みについて学びながら、プロジェクトの方向性を検討

します。プロジェクトの推進にあたっては、関係所管部課と協力・連携して行っていきます。

この成果を踏まえ、将来的に、市内に点在する文化資源や情報を収集・整理し、情報を体系化、一元化し、デジタル化による「（仮称）逗子アーカイブズ」を構築し、市民に活用しやすくすることを目指します。

## 5. 事業計画

### (1) 『逗子アートフェスティバル』の継続<リーディング事業>

2015~2016年度 (平成27~28年度)	2017~2019年度 (平成29~31年度)	2020~2022年度 (平成32~34年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民企画を中心としたフェスティバルの実施</li> <li>・トリエンナーレ方式によるフェスティバルの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トリエンナーレ方式によるフェスティバルの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トリエンナーレ方式によるフェスティバルの見直し及び実施</li> </ul>

### (2) アウトリーチ活動の充実

2015~2016年度 (平成27~28年度)	2017~2019年度 (平成29~31年度)	2020~2022年度 (平成32~34年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校等でのアウトリーチ活動の実施</li> <li>・公共施設、福祉施設等へのアウトリーチ活動の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設、福祉施設等へのアウトリーチ活動の実施</li> </ul>	

### (3) 文化振興のための環境づくり

2015~2016年度 (平成27~28年度)	2017~2019年度 (平成29~31年度)	2020~2022年度 (平成32~34年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い自主文化事業の継続と適正なモニタリング</li> <li>・中長期改修計画に基づく施設の修繕・改修の実施</li> </ul>		

### (4) 『(仮称)逗子アーカイブス』の構築

2015~2016年度 (平成27~28年度)	2017~2019年度 (平成29~31年度)	2020~2022年度 (平成32~34年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討グループの募集・設立</li> <li>・検討グループによるプロジェクトの方向性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)逗子アーカイブス」の構築に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)逗子アーカイブス」の構築</li> </ul>

文化振興基本計画 資料編





# IV 資料

## 1. 用語集

ページ	用語	意味
6	バリアフリー	障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障害を取り除いたり、運営やソフト面での障壁を取り去ることで、すべての人が文化芸術に触れ合う機会を持てるようにすること。
6	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめまちや施設やモノ、情報などを設計、デザインしておくことをいう。
6	都市アイデンティティ	逗子の独自性とともな、市民が自分の暮らす都市としての自負と誇りをもてるような都市に対する意識を持つということ。
10	ソフトパワー	ここでのソフトパワーは、逗子の持つ文化的な魅力や文化を支える市民の価値観、多様な文化活動などが、経済的な規模などでは計れない、逗子という都市の発信力となっていくという考え方のことをいう。
12	アーカイブズ	アーカイブ（ズ）は、公記録保管所、公文書、または公文書の保管所（公文書館）、履歴などを意味し、記録を保管しておく場所のことをいう。 ここでは、記録し、整理し、保存するとともに、市民が容易に検索し、見聞きすることができるような仕組みとして蓄積することをいう。
15	アトリテラシー	文化芸術を受け入れ、理解し、また、活用し、さらには創造する能力のこと。
16	社会参加・市民活動ポイント（Zen）	市民活動への参加意欲を高め、これまで活動に縁遠かった人を始めとして、より多くの市民が参加できる環境づくりに役立たせるためにスタートした制度。公共施設や商店街で買い物がで

		きるカードと交換できる1枚100円相当のポイント券を、ポイント交付対象活動の参加者やボランティアスタッフに発行するもので、ポイント券は市民活動団体に寄付することもできる。
17	プラットフォーム	一般的には基盤や土台、根幹的な仕組みといった意味でつかわれ、ここでは様々な文化活動に共通する情報やノウハウ、場などを提供する、文化活動の基盤となる仕組みのことを指している。
19	ワークショップ	教える人教わる人という関係ではなく、参加者が体験し、自ら表現したり創り出したりする、学びうけるだけではない、創出、発露することを行う場や機会をいう。
19	アウトリーチ	手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。 一般的には、施設外での活動を指すことが多いが、施設内であるか外であるかは本来の意味にはない。
21	自然の回廊プロジェクト	逗子の豊かな自然を多くの人に親しんでもらえるように、市民と協働で自然を結ぶ散策コース（回廊）の整備を行う取り組み。
21	フィルムコミッション	フィルムコミッションは、映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関で地域経済の活性化を図ることを目的としている。 逗子市では、経済観光課内に設置されている。
23	ポータルサイト	インターネットの入り口となる巨大なウェブサイトのこと。ここでは、市民活動や生涯学習に関するホームページへのリンクなどをまとめたウェブサイトのことを指す。

## 2. 関連法規等

### ○文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

第一百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術振興基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

## ○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

（平成二十四年六月二十七日）

（法律第四十九号）

第百八十回通常国会

野田内閣

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律をここに公布する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

## 第一章 総則（第一条—第九条）

## 第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

### 附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる<sup>きずな</sup>を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

#### （定義）



第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 〇逗子市文化振興条例

平成 21 年 10 月 9 日

逗子市条例第 15 号

前文

文化とは、人々の営みそのものであり、豊かな人間性や創造力を育むものである。人々の誰もが願う「平和に人間らしい暮らしが営める社会」には、文化の実りを欠くことはできない。

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の山稜に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる「暮らしやすい土地」として人々に愛されてきた。この豊かな自然環境は、心を豊かにする様々な文化活動を育んでいる。

市民一人ひとりが文化を享受し、逗子市の文化として総合的に発展させるためには、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識する必要がある。そして、先人の築いた文化を基盤として新しい文化の創造に取り組んでいくことが大切である。

また、文化創造の主役は市民であり、市民は文化を創造し、享受する権利を持つことを市は認識しなければならない。そのために、市は市民の文化活動を広く支援し、必要な環境を整備する使命を負っている。

市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働作業により市民文化の創造を実現するためこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における文化振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本方針を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化」とは、多様な芸術及び人間の感性を豊かにする知的な活動をいう。

2 この条例において「文化活動」とは、前項の文化を振興するため、広く文化を創造し、継承し、鑑賞し、又はこれらに参加することをいう。

(基本方針)

第 3 条 文化を創造し、及び享受するため文化活動を行うことは、市民の権利とし、市は、市民一人ひとりが心豊かな生活を展開できるよう市民の主体的な文化活動をより一層促進するための文化振興を図るものとする。

2 市は、文化振興施策の実施に当たっては、文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、文化の内容に対しては、原則として介入しないよう留意するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化の振興を図るものとする。

3 市は、文化活動を行う市民、団体及び事業者と協働し、地域における人材、資源、情報等を活かして、文化の振興を図るものとする。

4 市は、文化振興施策を効果的に実施するため、組織上の連携に配慮するものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市は、前条第1項の規定に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化振興のための施策及び事業に関すること。

(2) 文化振興のための環境整備及び文化の保護に関すること。

(3) 文化活動の担い手の育成・支援に関すること。

(4) その他文化振興の推進のために必要な事項

3 市は、基本計画の策定に当たっては、市民、学識経験を有する者、市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者等をもって構成される組織を設置するものとする。

4 市は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の推進)

第6条 市は、基本計画に基づく施策、事業等の実施について、市民との協働の組織により、効果的に推進できるよう努めなければならない。

(調査、評価組織の設置)

第7条 市は、基本計画の推進に当たって、基本計画に基づく施策、事業等が的確に実施されているかどうか等について、調査、評価等を行う組織を設置するものとする。

2 前項の組織は、基本計画の内容及び基本計画に基づく施策、事業等の評価、見直し等について調査、検討を行い、その結果に基づき市に提言するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○逗子市総合計画（2015～2038）（関連部分抜粋）

### 第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち

#### ◆ めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことのできる、市民が主役を演じる「共育のまち逗子」をめざします。

#### ◆ 取り組みの方向

- 1 子どもも大人も輝く生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 子どもも大人も共につながり成長していくまち

#### ◆ 2 文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

#### ◆ 実施計画（前期実施計画）2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標 【2022年度】	現状 【2013年度末】	補足
1	★逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっており、質の向上が図られている。	25 企画	「質の向上」については、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会が評価していく。
2	文化プラザホールにおいて、質の高い自主文化事業が実施され、ホール自主事業の入場者アンケートの満足度が90パーセントを超えている。	86.1 パーセント	入場者に配布するアンケートにおいて、「満足」「やや満足」と答えた人の割合を合算。

3	ホール貸館利用者アンケートによる満足度で「良い」が75パーセントになっている。	実施していない。	
4	文化プラザホールの入場者（観客）が年10万人以上になっている。	92,218人	<ul style="list-style-type: none"> <li>• なぎさホールの年間入場者：リハーサルを行うため1興業あたり営業日（309日）がすべて2日ずつ利用され、定員（555人）の80パーセントの入場があるものと想定。  <math>555 \text{人} \times 80\% \times 309 \text{日} \times 1/2 = 68,598 \text{人}</math></li> <li>• さざなみホールの年間入場者：営業日（309日）がすべて利用され、定員（134人）の70パーセントの入場があるものと想定（リハーサルは想定しない）。  <math>134 \text{人} \times 70\% \times 309 \text{日} = 28,984 \text{人}</math></li> <li>• 両ホール合計：68,598人 + 28,984人 = 97,582人 <math>\div</math> 100,000人</li> </ul>

◆現状、課題、取り組み、

No.	現況・課題	取り組み
1	2014（平成26）年度から、文化プラザホールの管理運営（文化プラザの小学校を除く部分の維持管理を含む）は指定管理者制度*に移行している。モニタリング*により、文化プラザの維持管理状況、ホールにおける自主文化事業、それらに要するコストを勘案したより良い管理運営が求められている。	月例、年度、随時モニタリングを実施するに当たり、随時施設に立ち入り、管理業務の実施状況及び財務状況についての説明または関係書類の提出を求め、必要に応じて指導・助言または改善勧告を行う。
2	築10年を超えたホールは、早めに改修・修繕を行うことで長寿命化が可能だが、十分とは言えない状況である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 改修・修繕については、きめ細かな点検や劣化に応じた適切な修繕などを計画的に実施し、施設及び設備の安全と機能維持、さらには将来の財政負担の軽減に努める。</li> <li>• 指定管理者と施設の指定管理担当所管による定例的な連絡調整会議等を実施し、責任の所在を明確にしていく。</li> </ul>
3	伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の文化団体（個人を含む）との連携を図りつつ、市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進していく。</li> <li>• 文化やイベントに関する情報提供を行う。</li> <li>• ホールの指定管理者と協議し、対象を拡大したアウトリーチ*活動を実施していく。</li> </ul>

4	<p>逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化・活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。</p> <p>アートの力を地域の課題解決や活性化へとつなげるためには、一定期間継続することが大切である。予算の確保、開催方法、市民による事務局体制が課題となっている。</p>	<p>★逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。</p> <p>★アートを通して市民がつながることで、地域の課題解決を模索していく。</p> <p>★市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう市民意識の向上を図り、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。</p>
---	--	--

## ○共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン

（略称：共育推進プラン）（関連部分抜粋）

### ○施策の方向

#### （１）地域文化の担い手の育成

現況・課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化及び活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。</li> <li>・アートのかを地域の課題解決や活性化へとつなげるためには、一定期間継続することが大切となっています。そのため、資金の確保、開催及び運営の方法、そして市民による事務局体制が課題となっている。</li> </ul>			
取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>★逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金など資金を確保する努力をして大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。</li> <li>★アートを通して市民がつながることで、地域の課題解決を模索していく。</li> <li>★市民と市との役割を明確にして、事務局機能を市民が担えるよう市民意識の向上を図り、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。</li> </ul>			
基幹計画事業			
★リーディング事業			
事業名	文化振興事業（逗子アートフェスティバルの充実）	所管名	文化スポーツ課
事業概要	目的：文化と自然がつむぐ活力あるまちを実現させる。 対象：市民 手段：逗子アートフェスティバルをはじめとする文化振興事業を推進する。また、市民が主体的に実施する文化芸術活動について、後援等により支援する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○文化振興基本計画調査・評価委員会を開催する。 ○逗子アートフェスティバルを開催する。（トリエンナーレ*方式による開催）		○文化振興基本計画調査・評価委員会を開催する。 ○逗子アートフェスティバルを開催する。（トリエンナーレ方式による開催）	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
逗子アートフェスティバルの参加企画数が28企画になっており、質の向上が図られている。		25企画を実施している。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっており、質の向上が図られている。		25企画を実施している。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
28,168千円		一般	



## (2) 文化芸術に接する機会の拡充

現況・課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が文化芸術を創造し、享受することができるよう文化芸術に触れる機会を提供する必要があります。</li> <li>・平成26年度より、文化プラザホールが指定管理者制度*を導入して、指定管理者が文化芸術に触れる機会等の提供をになうようになりましたが、依然として機会の拡充は必要となっています。</li> </ul>			
取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化プラザホールの指定管理者と協議し、対象を拡大したアウトリーチ*活動を実施していきます。</li> </ul>			
基幹計画事業			
事業名	アウトリーチ活動推進事業	所管名	文化スポーツ課
事業概要	<p>目的：文化芸術に興味があっても接する機会のもてない人がまだ多くいるため、触れられる機会を提供します。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：文化プラザホールの指定管理者と協議し、対象を拡大したアウトリーチ活動を実施します。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ事業を実施する。		○文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ事業を実施する。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
アウトリーチ事業の提供メニューが多様化し、6メニューになっている。		3メニュー（演劇、能、落語）実施している。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
アウトリーチ事業の訪問施設が、学校施設だけでなく高齢者福祉施設などでも実施している。		小中学校で実施している。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
5,600千円		一般	

### (3) 文化振興のための環境づくり

現況・課題			
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から、文化プラザホールの管理運営（文化プラザの小学校を除く部分の維持管理を含む）は指定管理者制度に移行している。</li> <li>モニタリング*により、文化プラザの維持管理状況、ホールにおける自主文化事業、それらに要するコストを勘案したより良い管理運営が求められている。</li> <li>文化プラザホールは、文化芸術の拠点として機能しているが、築10年を超え、経年劣化が進んでいる。早期の改修・修繕にて施設の長寿命化が図れるが、施設改修費用も高額のため、施設の改修・修繕も進みにくい状況にある。</li> </ul>			
取り組み			
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者に対し月例、年度、随時モニタリングを実施するに当たり、随時施設に立ち入り、管理業務の実施状況及び財務状況についての説明または関係書類の提出を求め、必要に応じて指導・助言または改善勧告を行う。</li> <li>中長期的改修計画に基づいた施設の改修・修繕を実施する。</li> </ul>			
基幹計画事業			
事業名	文化プラザホールの維持管理事業	所管名	文化スポーツ課
事業概要	<p>目的：施設の長寿命化及び設備の安全と機能を維持して、将来の財政負担の軽減に努め、文化芸術の拠点を長期にわたって維持管理を実施する。</p> <p>対象：文化プラザホール</p> <p>手段：中長期的改修計画に基づき、きめ細かな点検や劣化に応じ計画的な施設の改修・修繕の実施をする。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○中長期的改修計画に基づいた施設の改修修繕を実施する。		○中長期的改修計画に基づいた施設の改修修繕を実施する。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
中長期的改修計画に基づいた施設の改修工事を実施する。		中長期的改修計画が、策定されている。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
中長期的改修計画に基づいた施設の改修工事を実施する。		中長期的改修計画が、策定されている。	
《参考》計画事業費【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】		会計区分	
534,388千円		一般	

# 〇逗子市文化振興基本計画策定等検討委員会設置規則

平成 21 年 10 月 9 日

逗子市教育委員会規則第 10 号

改正 平成 22 年 10 月 18 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、逗子市文化振興条例（平成 21 年逗子市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、逗子市文化振興基本計画策定等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 逗子市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 条例第 6 条及び第 7 条に規定する組織の設置に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者とし、教育長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者
- (4) その他教育長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開催することができない。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識を有する者、市職員その他の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

(平 22 教委規則 1 ・一部改正)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則 (平成 22 年 10 月 18 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

**逗子市文化振興基本計画策定等検討委員会委員（計画策定時）**

委員氏名	選出区分	備 考
山口 学	公募市民	
橋出 孝枝	公募市民	〈副委員長〉
森川いつみ	団体推薦	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社
手賀 啓	団体推薦	逗子文化協会
石井 昭子	団体推薦	逗子文化協会
黒星 恭子	団体推薦	特定非営利活動法人 逗子の文化をつなぎ広め深める会
谷道 行弘	団体推薦	特定非営利活動法人 ずし楽習塾推進の会
森谷 紀子	団体推薦	逗子市商工会
中野 幸一	団体推薦	逗子市社会教育委員会議
東海 邦彦	団体推薦	〈委員長〉逗子市芸術文化事業協会
高橋 祐子	団体推薦	逗子市青少年指導員連絡協議会
富岡幸一郎	学識経験者	学校法人関東学院大学文学部比較文学科教授
堀 元彰	学識経験者	財団法人東京オペラシティアートギャラリー チーフキュレーター
永山 恵一	学識経験者	株式会社政策技術研究所代表取締役

**策定の経緯（一部予定）**

**[2009年度（平成21年度）]**

- 11月 第1回基本計画策定等検討委員会
- 3月 第2回基本計画策定等検討委員会

**[2010年度（平成22年度）]**

- 4月 市民アンケート実施
- 5月 第1回基本計画策定等検討委員会
- 7月 第2回基本計画策定等検討委員会
- 9月 第3回基本計画策定等検討委員会
- 10月 まちづくりトーク実施
- 11月 第4回基本計画策定等検討委員会
- 12月 パブリックコメント実施
- 2月 文化振興基本計画策定

**[2011年度（平成23年度）]**

- 4月～ 推進・評価体制検討

**[2012年度（平成24年度）]**

- 4月～ 推進・評価体制スタート

# 〇逗子市文化振興基本計画策定・推進会議運営要綱

平成 23 年 3 月 1 日

要綱

改正 平成 24 年 4 月 1 日

〔題名改正〕

平成 26 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、逗子市文化振興条例（平成 21 年条例第 15 号）第 5 条第 3 項及び第 6 条に規定する組織として、逗子市文化振興基本計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（平成 24 年 4 月 1 日・一部改正）

（会議の開催）

第 2 条 会議の開催に当たっては、その参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（平成 24 年 4 月 1 日・一部改正）

（メンバー）

第 3 条 会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- （1）公募による市民
- （2）市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他教育長が特に必要があると認める者

（平成 24 年 4 月 1 日・追加）

（会長及び副会長）

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、メンバーの互選により定める。

2 会長は、会議の進行、調整等を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成 24 年 4 月 1 日・一部改正）

（協力の要請）

第 5 条 会長は、特に必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（平成 24 年 4 月 1 日・一部改正）

（庶務）

第 6 条 会議の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

（平成 24 年 4 月 1 日・平成 26 年 4 月 1 日・一部改正）

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平成 24 年 4 月 1 日・一部改正)

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

(平成 24 年 4 月 1 日・一部改正)

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

逗子市文化振興基本計画策定・推進会議メンバー（改訂版策定時）

メンバー氏名	選出区分	備 考
秋山 寿子	公募市民	
渡邊 忠貴	団体推薦	旧逗子文化プラザホール運営委員会委員
森谷 紀子	団体推薦	逗子市商工会
森川 いつみ	団体推薦	報道機関
磯野 昌子	団体推薦	特定非営利活動法人 逗子まちなかアカデミー
石井 昭子	団体推薦	逗子市文化協会
嶋田 隆一	団体推薦	特定非営利活動法人 逗子の文化をつなぎ広め深める会
谷道 行弘	団体推薦	特定非営利活動法人 ずし楽習塾推進の会
橋本 伸江	団体推薦	逗子市青少年指導員連絡協議会
川嶋名津子		市職員（市民協働課）
阿部ちあき		市職員（児童青少年課）

アドバイザー氏名	
伊藤 裕夫	日本文化政策学会会長、元富山大学芸術文化学部教授
鈴木 伸治	横浜市立大学国際総合科学部国際都市学系まちづくりコース 教授

策定の経緯（一部予定）

〔2014年度（平成26年度）〕

- 6月 第1回基本計画策定・推進会議
- 12月 第2回基本計画策定・推進会議
- 1月 パブリックコメント実施
- 3月 文化振興基本計画策定



### 3. アンケート調査概要

#### 【概要】

名 称：逗子市の文化振興に関するアンケート調査  
調 査：逗子市（市民協働部文化振興課）  
対 象：市内在住の満15歳以上の市民2,000人（無作為抽出）  
方 法：郵送による配布、郵送による回収  
期 間：2010年（平成22年）4月1日～4月23日  
回答数：748通（37%）

#### 【集計結果（主なもの）】

※設問後の[ ]内の数は各設問の母数。  
※行末の数字は、回答数。（ ）内は比率。

#### ○逗子は文化活動が活発なまちだと思うか。[724]

たいへん活発、どちらかといえば活発	計 256(35%)
どちらともいえない	253(35%)
どちらかといえば活発でない、活発とは言えない	
	計 150(21%)

#### ○あなたにとって文化・芸術活動とは何か。（複数回答）[742]

日常生活に潤いや安らぎを与えるもの	419(56%)
発見や感動があり人間性を豊かにするもの	385(52%)
新しい仲間や交流が生まれるもの	221(30%)
日常の生活に刺激や活力を与えるもの	187(25%)
まちの活性化につながるもの	185(25%)
子どもの創造力を育むもの	184(25%)

#### ○特に興味のある文化・芸術分野は何か。（複数回答）[716]

美術部門：絵画 305(43%)	写真 108(15%)	陶芸 101(14%)
音楽部門：クラシック 250(35%)	ジャズ 102(14%)	
演劇演芸部門：ミュージカル 125(18%)	落語 124(17%)	
映画部門：洋画 235(33%)	邦画 174(24%)	
生活文化部門：園芸 122(17%)	料理 119(17%)	

#### ○この1年間で鑑賞したもの（複数回答）[471]

絵画 257(55%)	映画（洋画） 144(31%)	クラシック 138(29%)
映画（邦画） 132(28%)		

#### ○鑑賞をした地域（複数回答）[440]

東京都 229(52%)	市内 225(51%)	横浜市 171(39%)
鎌倉市 131(30%)	横須賀市 118(27%)	

○逗子市以外で鑑賞した理由（複数回答）[393]

興味のある公演や展覧会をやっている	306 (78%)
一緒に鑑賞する仲間がいる	113 (29%)
鑑賞したい公演や展示にふさわしい施設が市内にない	113 (29%)
家族や知人が出演・展示している	108 (27%)

○鑑賞しなかった理由（複数回答）[256]

自分自身で鑑賞する時間がとれない	118 (46%)
興味のある公演や展覧会をやっていない	77 (30%)
都合のよい時間帯に催しをやっていない	71 (28%)

○この一年間でホールやギャラリーなどで、発表（公演・展示）をしたか[650]

発表した	106 (16%)
発表しなかった	544 (84%)

○あなたにとって逗子の魅力は（複数回答）[719]

青い海と豊かな緑など逗子の自然	650 (90%)
こぢんまりとして適度な逗子のまちのスケール	334 (47%)
ゆとりある逗子のまち並や景観	177 (25%)
マリンリゾートとしての新しい逗子	133 (19%)
海浜別荘地時代の逗子のおもかげ	118 (16%)

○逗子の地域文化を活発にするために大切なこと（複数回答）[698]

海や緑などの自然環境や景観が保たれていること	492 (70%)
質の高い文化や芸術を鑑賞・体験する機会が身近にあること	298 (43%)
文化・芸術分野で子どもたちを育む環境が整っていること	188 (27%)
文化を通じて市民、地域社会、専門家などの交流が活発であること	170 (24%)
古い建物や伝統芸能など文化資源が大切にされていること	161 (23%)
バリアフリーなど、だれもが文化に参加できる環境が整っていること	143 (21%)

○逗子の地域文化を活発にするために市が取り組むべきこと（複数回答）[697]

質の高い文化や芸術を鑑賞・体験できる機会の提供	398 (57%)
市内の活動や催しなどの情報提供	293 (42%)
子どもに対する文化・芸術活動の支援	262 (38%)
逗子市の文化政策ビジョン（基本計画）の確立	243 (35%)
練習や発表できる施設や場所の提供	228 (33%)
バリアフリーなど、だれもが文化に参加できる環境の整備	201 (29%)

【自由記述式設問に対する回答から（回答の一部を抜粋）】

## ○逗子の「地域文化」ということばから思い浮かべるのは

- ・ 不如帰（ほととぎす）、中里恒子等が思い浮かぶ（文学作品／小説家）
- ・ 蘆花から現代まで逗子ゆかりの文学
- ・ 徳富蘆花とキマグレン
- ・ 歴史を守りつつ、新しいジャンルの若い世代の人材を育てていくこと
- ・ 歴史の足跡 鎌倉、葉山というときの逗子は切り離せない
- ・ 歴史的に見て三浦半島は一つの文化圏
- ・ 遺跡、建築物、人物、文学、習慣、祭典等の発掘と整理及び継承
- ・ 豊かな自然を背景とした、恵まれた「食文化」と文化を育む土壌
- ・ 山・海の織りなす独自の環境
- ・ 別荘文化
- ・ 東京・横浜から直近の海のまち
- ・ （周辺と比べると）緑は多いが、文化施設やイベントは少し劣る
- ・ 高齢者のボランティア活動が盛ん
- ・ 古さと新しさのほどよいブレンド
- ・ 文化プラザホールができたことは喜ばしい もっと活用を
- ・ 規模は小さくなくても、地元に着した文化
- ・ あえて言うなら「海」
- ・ 隣接の鎌倉のイメージが強く、逗子独自の地域文化は浮かばない
- ・ 湘南、海、若者が逗子の地域文化を育んできたように思う
- ・ 海や山等の自然と共存した地域文化
- ・ 地理的な魅力を生かした自然とのつながりを大事にしている
- ・ ハワイアンフェスティバル
- ・ 市民が活動する地域文化
- ・ 文化と商店街と海（自然）がうまくコラボレート
- ・ 学び、交わり、心豊かに成長し生活するゆとり

## ○市内で文化・芸術の鑑賞や活動をする上での要望、提案

- ・ 文化は今の人たちだけでなく、次世代に受け継がれることが重要
- ・ 小中学生に多くの文化芸術に接する機会の創出
- ・ 小中高生にもっと発表できるイベント企画を
- ・ 練習場所や展示場所を市民にもっと使ってもらえるように
- ・ 有名アーティスト、映画等、誰でも参加（鑑賞）したい企画
- ・ 催し物の情報を分かりやすく広めてほしい
- ・ 街中も含めたイベントをやってほしい

- ホールでのイベントはもちろん、夏以外の海岸の活用を
- 民間の店とタイアップしたイベントを
- 偏りのない、どの文化・芸術も受け入れられるように
- 枠にとらわれず世界各国の芸術を鑑賞できる機会を
- 文化・芸術活動に関わる機会が少ないので、気軽にできるチャンス
- 普段興味がない人でも行きたくなるような魅力的な催しの企画
- インドアに限定せず、スポーツ等アウトドアを含めて文化振興を考えてほしい。他部門との連携は必要
- 地域伝統文化への支援
- 託児施設を鑑賞の場に設けてほしい
- 子どもと一緒に楽しめる鑑賞会があるといい
- 障害のある子どもにも生のクラシックなどを聞かせたい
- 世代を超えた交流ができる場づくり
- 枠にとらわれず世界各国の芸術を鑑賞できる機会を
- 逗子は夏のイベントは多いが、それ以外の季節のイベントが弱い
- 逗子市というローカル単位では限界がある。鎌倉、葉山など他市町と連携したほうが効果があがる。
- お金がかからず、上質なものを気軽に楽しめる機会がほしい

など

## 逗子市文化振興基本計画＜平成 26 年度改訂版＞

---

発行日 | 2015 年（平成 27 年）3 月

発 行 | 逗子市教育委員会

（市民協働部文化スポーツ課編集）

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

TEL 046-873-1111（代表）

FAX 046-873-4520

E-mail [bunkasports@city.zushi.kanagawa.jp](mailto:bunkasports@city.zushi.kanagawa.jp)

---